

③ その他の支援策



農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の概要

品目団体 生産から販売までの関係者が連携し、オールジャパンで輸出拡大活動に取り組む

1. 品目団体の構成

- 生産、製造、流通、販売等、輸出に係る関係者が緊密な連携により活動を実施。
- 輸出促進業務を行うことができる組織体制（知識・能力）を有する法人であることが必要。

（会員例） 生産・製造分野：生産者、生産者団体、食品メーカー
流通分野：卸売業者、流通業者団体、運送業者 等
販売分野：輸出商社 等

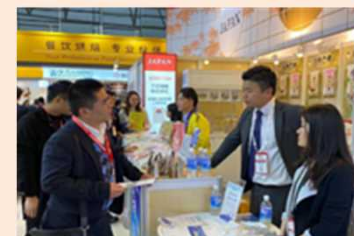
2. 品目団体の業務

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
（例）見本市へオールジャパンで出展、バイヤー向け商談会・セミナー開催、ジャパブランド広報の実施
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言
（例）輸出専門家による相談窓口を設置

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出のための取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）



バイヤーとの商談



店頭プロモーション



輸送時に潰れた段ボールと実割れの発生



輸送規格を作成し荷潰れを防止

認定

政府

農林水産・食品輸出分科会を通じ
実行的な活動のための連携

JETRO、JFOODO

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の体制イメージ

- 品目の生産から販売までの関係者が連携し、オールジャパンで輸出拡大活動に取り組む。関係者は団体に加入することで、団体から情報提供を受けたり、団体が実施する販促活動に参加するなどのメリットを享受。
- 国、JETRO等が団体の取組を支援。

<認定団体の体制イメージ>

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

事務局

品目の関係者の意見を集約しオールジャパンとしての活動を企画・運営

- ・共通課題、情報の集約
- ・会費等により活動経費を拠出

業界全体の輸出力強化につながる活動を企画・展開

構成員 ※

生産、流通、販売まで幅広い輸出関係者が連携

生産・製造分野

- ・生産者、JA
- ・産地協議会
- ・食品メーカー等

流通分野

- ・卸売業者
- ・運送業者 等

販売分野

- ・輸出商社 等

この他にも必要に応じ、自治体や関係団体等、幅広い関係者と連携し活動を展開

政府

- ・法律による認定
- ・活動支援

JETRO FAMIC

助言・援助・協力

※構成員・・・直接の会員に加え、会員になっている団体の会員（孫会員）を含むことも団体の判断により可能。

品目団体は年内に15品目の認定を目指す

【既申請品目（3）】 製材、合板、菓子 ※ 認定要件を満たせば10月中に認定

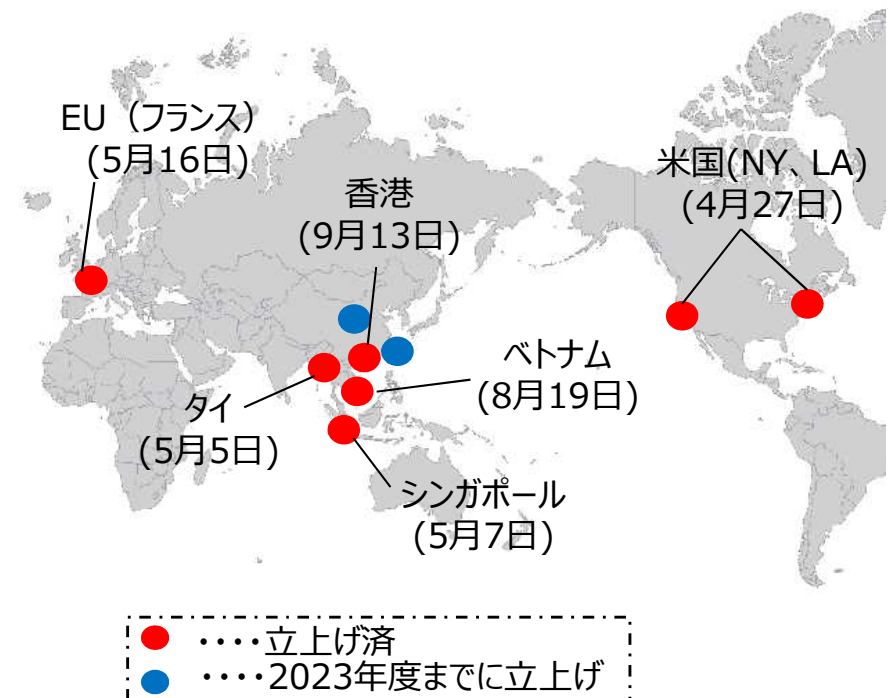
【年内認定を目指す品目（12）】 果樹（りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、野菜（いちご、かんしょ・かんしょ加工品）、切り花、コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品、真珠、清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛

輸出支援プラットフォームの設置について

輸出実行戦略改訂版（令和3年12月 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議）において、輸出支援プラットフォームについて以下のとおり明記された。

- 主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成
- まずは、2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において輸出支援プラットフォームを立ち上げ、順次、市場として有望な重点都市に設立
- プラットフォーム設置候補都市

主要な輸出先国・地域	プラットフォーム設置都市候補
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
EU	パリ
	ブリュッセル又はアムステルダム
ベトナム	ホーチミン
シンガポール	シンガポール
タイ	バンコク
中国	上海
	北京
	広州
	成都
香港	香港
台湾	台北



輸出支援プラットフォームの活動イメージ

① カントリーレポートの作成

新たな規制の導入、市場の変化、イベント開催情報等、現地の有益な情報をカントリーレポートとして取りまとめ、適時配信。

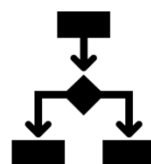


【想定される活動例】

- ・ 新たに導入される規制概要
- ・ 消費者のトレンド
- ・ 現地物流の課題と対処方法等を調査し、レポートを作成の上国内生産者に還流。

② 新たな商流の開拓

マーケットインの発想で海外市場で求められるスペックの産品を専門的・継続的に輸出し、あらゆる形で商流を開拓する体制を整備。



【想定される活動例】

プラットフォームで現地事業者のニーズを発掘し、国内品目団体と協力して現地ニーズを捉えた商談の場を設定。

③ 現地に販売、製造拠点を置く現地法人支援

我が国食産業の発展に貢献する海外展開を行う企業に対し、海外展開の段階ごとの多様な課題に応じた支援を実施。



【想定される活動例】

独)中小企業基盤整備機構のハンズオン支援事業による支援を引継ぎ、現地の法規制等に関する専門家をリスト化して事業者に紹介。

④ 現地日本食レストラン等を組織化し日本食普及

日本産食材サポーター店等、現地レストランや小売店、日本産食材を頻繁に輸入している事業者の組織化を行い、日本食の普及に取り組む。



【想定される活動例】

日本産食材サポーター店、現地レストラン等による自主的な協議会立上げを支援し、政府による各種支援メニューやプロモーションイベント等の情報を随時共有。

輸出支援プラットフォームの窓口情報



農林水産物・食品輸出支援プラットフォームを設置した海外事務所では以下の項目についての相談を受け付けております。
輸出入や海外進出の実務のご相談に対しては、[最寄りのジェトロ](#) にて承ります。

1. カントリーレポートの内容
2. 現地主導での農林水産物・食品プロモーション
3. 農林水産物・食品に関し、これから現地に進出したい企業や既に進出している現地法人からの相談
4. 輸出支援プラットフォーム協議会の活動についてのお問合せ

プラットフォーム設置事務所（予定含む）	担当者	電話番号	E-mail アドレス
ロサンゼルス	木村	1-213-624-8855	lag-USPF@jetro.go.jp
ニューヨーク	荒	1-212-997-0400	lag-USPF@jetro.go.jp
パリ	佐野	33-1-42-61-27-27	food-prs@jetro.go.jp
バンコク	谷口	66-2-253-6441	ThaiPF_Japanfood@jetro.go.jp
ホーチミン	井田、ズン	84-28-3821-9363	VNPF_Japanfood@jetro.go.jp
シンガポール	事業担当者	65-6221-8174	AFA@jetro.go.jp
上海	高島	86-21-6270-0489	PCS-Food@jetro.go.jp
北京	草場	86-10-6513-7077	pcb@jetro.go.jp
広州	秋葉	86-20-8752-0060	pcg-mkt@jetro.go.jp
成都	内田	86-28-87796693	pcc@jetro.go.jp
香港	山崎	852-2526-4067	hkgevent@jetro.go.jp

担当部課

ジェトロ農林水産物・食品課

Tel: 03-3582-4966 / E-mail AFA@jetro.go.jp

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- **GFP（ジー・エフ・ピー）** は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

○ 農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・ 専門家による無料の輸出診断
- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ 輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
- ・ 輸出希望商品の輸出商社への紹介
- ・ 輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供

○ 輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ 生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
- ・ 「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供

GFPの登録状況（令和4年9月末時点）

○ GFP登録者数

区分	登録者数	
	全国	うち北陸
農林水産物食品事業者	3,765	208
流通事業者、物流事業者	2,978	93
合計	6,743	301

（注）北陸管内の登録件数の内訳は、新潟121件、富山65件、石川80件、福井35件。

○ 輸出診断申込状況

区分	全国	うち北陸
輸出診断申込数	1,456	90
うち訪問診断希望者	1,081	63
訪問診断完了数	577	43

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）登録者数（北陸）

【品目別】GFP登録者数



令和4年9月末日現在

	登録数	農林水産物・食品事業者														流通・ 物流事 業者等
		青果 物	コ メ・ コメ 加工 品	水産 物	茶	そ 他加 工品	酒類	畜産	調味 料	菓子	林産 物	麺製 品	飲料	花き	その 他	
新潟県	121	4	36	3	1	10	15	2	2	7	1	2	0	0	4	34
富山県	65	3	20	5	0	0	4	2	2	2	2	2	4	1	1	17
石川県	80	1	10	5	1	6	9	2	5	3	1	0	0	0	2	35
福井県	35	3	1	5	0	3	8	1	4	1	0	1	0	0	1	7
北陸計	301	11	67	18	2	19	36	7	13	13	4	5	4	1	8	93
全国計	6,743	3,765														2,978

※北陸農政局経営・事業支援部 輸出促進課 作成

※GFP事務局から送付されてくる登録者管理簿により北陸農政局輸出促進課で集計。

©Accenture 2022.All Rights Reserved.

あなたを、 生産者の 日本代表にしたい。



1億人ではなく、
100億人を見据えた
農林水産業へ。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていきたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。農林水産省が全力でサポートします。



こんな方に最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

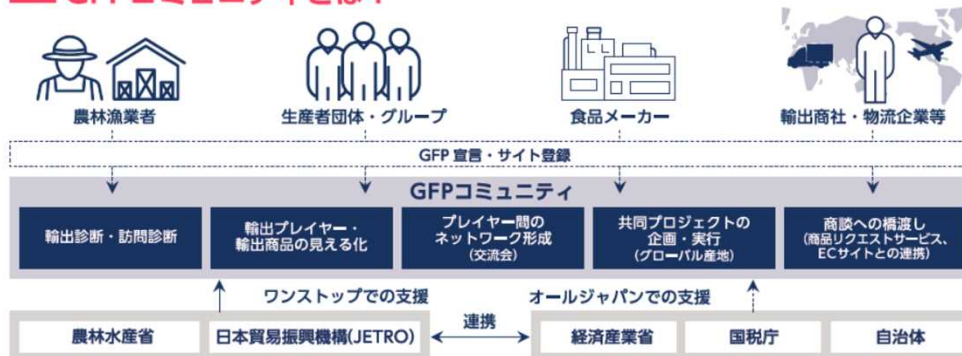
WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先：農林水産省 GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



農林水産省

1 GFPコミュニティとは？



- 輸出は、国内出荷と異なり、様々な手続き・規制・言語のハードルや独特の商流が存在し、個々のプレイヤーでは継続的な成果を出すのが困難です。
- こうした課題を乗り越えるため、個々のプレイヤーがビジネスパートナーを見つけ、商談への橋渡しを行うサイトを構築します。
- 併せて、これらのコミュニティでの取組みに対して、行政・JETRO等が一体となって、ワンストップの支援を提供します。

2 GFP登録事業者

農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする事業者(生産者、食品加工メーカー、商社、物流企業、金融機関など)

3 サービス詳細

- 輸出診断・訪問診断**
農林水産省がJETRO、輸出専門家とともに、生産現場等に訪問またはオンラインにて「輸出の可能性」を無料診断します。
- 訪問診断実施者フォローアップ**
各登録者の課題解消に向けて、GFPビジネスパートナーマッチング・デジタルカタログ・輸出塾等を通じてサポートします。
- GFPコミュニティサイト**
各登録者が、自分の商品やサービスをGFPサイトのマイページで発信したり、気になる事業者に直接コンタクトできます。
- 商品リクエスト**
輸出商社等が現地ニーズに基づく「商品リクエスト」を発信し、生産者との商談につなげるサービスです。
- グローバル産地づくり推進事業**
輸出先国のニーズと規制等に対応し、積極的に戦略を持って輸出への取組を行う産地形成を支援する事業です。
- 交流会・セミナーの開催**
情報交換、交流、知識の習得を目的としたセミナー等、多様なイベントを開催します。
- 情報発信**
会員限定メールの配信、Facebook、GFP関連の情報発信、GFP登録者の発信のシェア等を随時行っております。



GFPコミュニティサイトイメージ



GFPデジタルカタログ(商談資料)



GFP
コミュニティ
サイト
にて公開中

農林水産省



④ 規制等



原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃



- ・ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、43の国・地域で撤廃、12の国・地域で継続）※1。

2022年7月26日現在

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃（43）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ※1、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）※1、イスラエル、シンガポール、米国、英国※2、インドネシア
事故後の輸入規制を継続※3（12）	一部都県等を対象に輸入停止（5）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求（7）	E U、E F T A（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア

※1 タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

※2 北アイルランドについては、英EU間の合意に基づき、EUによる輸入規制が継続。

※3 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域



国・地域	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
	新潟	米を除く食品、飼料
香港	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、コシアブラ、野生鳥獣肉
	日本国内の出荷制限措置の対象地域	日本国内の出荷制限措置の対象品目
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての水産物
	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	米、大豆、小豆、野菜、果物、原乳、飼料、茶の一部品目
マカオ	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品

注：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

動物検疫協議の状況（食品衛生に関する協議を含む）

- ・ 畜産物の輸出に当たっては、相手国の法令に基づき、食品衛生及び家畜衛生に関するリスク評価を受け、輸出条件について合意するなどの手続が必要。
- ・ これまで、牛肉について32か国、豚肉について6か国、家きん肉について9か国、家きん卵について11か国との間で、輸出条件に合意済み。
- ・ 実行計画に基づき、優先順位の高い品目・輸出先国（地域）に関する輸出解禁協議の他、輸出条件の緩和や、日本国内での家畜伝染病の発生に伴う輸出再開等について、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出解禁に向けた協議

- 中国向け牛肉、家きん肉、家きん卵、乳製品、ペットフード
- 韓国向け牛肉
- パラグアイ向け牛肉
- ロシア向け家きん肉、家きん卵

輸出条件の緩和に向けた協議

- 台湾向け牛肉の月齢制限の撤廃
- 台湾向け家きん卵に関する地域主義^{*1}の適用
- シンガポール向け輸出施設の認定権限の委譲^{*2}
- ロシア向け輸出施設の認定権限の委譲
- 各国向けスライス加工した食肉の輸出

輸出再開・継続に向けた協議

- 日本国内の豚熱・鳥インフルエンザの発生に関する、地域主義の適用の拡大及び継続
- 清浄化後の輸出再開に向けた協議

※ 1 疾病発生国であっても、疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認めるという概念

※ 2 施設の認定・登録を相手国政府が行うのではなく、日本政府が行うことにより、事業者の負担を軽減

動物検疫所

動物の輸出入	畜産物の輸出入	海外旅行される方へ	申請・お問い合わせ	動物検疫について
--------	---------	-----------	-----------	----------

ホーム > 畜産衛生条件 > （参考）日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧

（参考）日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧

【重要なお知らせ】国内において鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、以下の情報に関わらず、家きん及び家きん由来製品について輸出検疫証明書の交付を一時停止しています（2021年11月10日）。

輸出条件交渉状況一覧

- 【輸出可能なもの】
輸出条件：二国間条件を満たす必要があるためリンク先を御確認ください。
○：二国間条件は設定されていませんが、相手国の受入条件を満たせば輸出できます。
- 【輸出できないもの】
輸出不可：相手国から家畜疾病の発生等を理由に、日本からの輸入を停止しています。
●：輸出解禁に向けて二国間で協議中です。
□：輸出解禁のためには二国間での協議を開始する必要があります（現在のところ、協議は行われていません）。
（協議を開始するためには、「農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針」に従い、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い案件として、輸出本部が定める「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に掲載される必要があります [\(外部リンク\)](#)。詳細は、輸出相談窓口（03-6744-7185）までお問い合わせください。）

アジア

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
香港	輸出条件	輸出条件	輸出条件	輸出条件
マカオ	輸出条件	輸出条件	輸出条件	輸出条件
台湾	輸出条件	輸出不可	□	輸出条件
中国	●	□	●	●
韓国	●	●	□	輸出条件
インドネシア	輸出条件	□	□	□
カンボジア	○	○	○	□
シンガポール	輸出条件	輸出条件	輸出条件	輸出条件
タイ	輸出条件	輸出条件	輸出不可	輸出不可
バングラデシュ	○	□	□	□
フィリピン	輸出条件	□	□	□
ベトナム	輸出条件	輸出条件	輸出条件	□
マレーシア	輸出条件	□	□	□

ミャンマー	輸出条件	□	□	□
モンゴル	○	○	□	□
ラオス	○	□	□	□

中東

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
アラブ首長国連邦	輸出条件	○※	□	□
オマーン	○	□	□	□
カタール	輸出条件	□	□	□
サウジアラビア	輸出条件	輸出不可	輸出不可	□
バーレーン	輸出条件	□	□	□

※ドバイ首長国連邦に限る。

欧州

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
EU	輸出条件	輸出不可	輸出条件	輸出条件
スイス	輸出条件	輸出不可	輸出条件	□
ノルウェー	輸出条件	輸出不可	輸出条件	□
リヒテンシュタイン	輸出条件	輸出不可	輸出条件	□
ロシア	輸出条件	輸出不可	●	●
ベラルーシ	輸出条件	輸出不可	輸出不可	□

北米・中南米

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
米国	輸出条件	□	□	輸出条件
カナダ	輸出条件	輸出不可	輸出不可	輸出不可
メキシコ	輸出条件	□	□	□
ブラジル	輸出条件	□	□	□
アルゼンチン	輸出条件	□	□	□
ウルグアイ	輸出条件	□	□	□
パラグアイ	●	□	□	□

植物検疫協議の状況

- 植物検疫に係る協議（輸出関係）は、現在、14か国・27件に取り組んでいる。2017年度以降では、9か国・18件について、解禁・検疫条件変更。
- 輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出先国への要請	植物検疫協議中※1,3		輸出解禁又は検疫条件変更済※3
○ 解禁要請に必要な情報を準備中	輸出先国による 病害虫リスク評価 ※2 の 実施中	検疫条件の協議中	(2017年度以降の実績)
・ タイ ゆず、きんかん	・ カナダ もも、いちご	・ インド スギ	・ 中国 精米（精米工場及びくん蒸倉庫の追加）
・ ベトナム かき	・ ベトナム ぶどう、もも	・ タイ かんきつ類（薬剤処理 の代替措置）、玄米	・ 米国 かき メロン うんしゅうみかん（臭化メチルくん蒸の廃止） 盆栽（ツツジ属及びゴヨウマツ）（網室内での栽培期間の短縮） なし（生産地域の拡大、品種制限の撤廃）
・ 豪州 メロン	・ インド なし	・ 中国 ぶどう	・ ベトナム 玄米 うんしゅうみかん りんご（袋かけに代わる検疫措置の追加）
・ メキシコ ストック種子、 トルコギキョウ種子	・ 米国 さくらの切り枝、 ゆず等かんきつ類	・ フィリピン いちご	・ タイ かんきつ類（輸出生産地域の追加、合同輸出検査 から査察制への移行等）
等	等	・ 中国 ぶどう	・ 豪州 かき（臭化メチルくん蒸に代わる検疫措置による解 禁） いちご
		・ メキシコ 精米	・ カナダ りんご（袋かけ又は臭化メチルくん蒸に代わる検疫 措置の追加）
		等	・ EU 黒松盆栽（錦松盆栽を含む）
			・ インド りんご
			等

※1 協議中の案件のうち、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に掲載されているものを抜粋
※2 病害虫の侵入・定着・まん延の可能性やまん延した場合の経済的被害の評価
※3 （ ）を記載の案件は、検疫条件変更案件。

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表):貨物編

本表は令和4年6月30日現在の情報に基づくものです。

【携帯品での検疫条件はこちら】

【郵便物での検疫条件はこちら】

種 類	輸出相手国・地域	くだもの										やさい(果菜)					やさい(葉菜)					やさい(根菜)					コメ		緑茶 (製茶)	備考					
		カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン	キャベツ	ネギ	ミョウガ	レタス	サツマイモ	ショウガ	ダイコン	タマネギ	ナガイモ			ニンジン	ワサビ	精米	玄米	
アジア	韓国	Q ^{*10-2}	Q	Q ^{*10-2}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q ^{*10-1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	Q ^{*10-2}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q ^{*10-2}	x ^{*1}	Q ^{*10-2}	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	Q	Q	◎			
	台湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*14}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	Q	◎		
	中国	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	Q			
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	フィリピン	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	PQ	◎		
	ベトナム	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q	Q	Q		
	タイ	☆	☆	☆	☆	x ^{*1}	x ^{*1}	☆	☆	☆	☆	x ^{*1}	☆	☆	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	☆	☆	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*2}	Q		
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	PQ	◎	
	インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*9}	Q	Q	Q	Q ^{*9}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
	ブルネイ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
	インド	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*9}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*9}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*9}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q		
	スリランカ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	x ^{*1}	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	x ^{*1}	PQ	PQ	PQ	x ^{*1}	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}
	パキスタン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
	中東	アラブ首長国連邦	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*11}	
バーレーン		PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}		
クウェート		PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}		
オマーン		PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
カタール		PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
サウジアラビア		PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
欧州	E.U.	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q ^{*4}	Q ^{*7-1}	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q ^{*7-3}	Q ^{*8}	Q ^{*7-3}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎	
	英国	◎	◎	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	◎	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q ^{*8}	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎	
	スイス	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	Q ^{*7-1}	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q ^{*7-2}	Q	Q ^{*7-2}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎	
	ノルウェー	◎	◎	Q	Q	Q	◎	Q	Q	Q	Q ^{*8}	◎	◎	◎	◎	◎	Q ^{*5}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	Q ^{*5}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ロシア	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*16}	Q ^{*8}	Q ^{*16}	Q	Q ^{*16}	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	◎	
北米・中南米	米国(本土)	☆	P ^{*6}	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	☆	P ^{*6}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	x ^{*1}	P ^{*6}	x ^{*1}	x ^{*1}	◎	x ^{*1}	P ^{*6}	P	x ^{*1}	P ^{*6}	◎	◎	◎	◎			
	カナダ	◎	◎	x ^{*2}	☆	☆	◎	Q ^{*20}	◎	x ^{*2}	☆	x ^{*11}	◎	◎	◎	Q	x ^{*2}	◎	◎	◎ ^{*13}	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ^{*13}	x ^{*1}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	メキシコ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*1}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎		
	ペルー	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎		
	チリ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎		
大洋州	ブラジル	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎		
	オーストラリア	☆	☆	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*17}	x ^{*18}	x ^{*2}	☆	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*19}	☆ ^{*19}		
	ニュージーランド	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎		

【本表について】

- ・ 諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫制度に従う必要があります。
- ・ 本表では、輸出相手国が公表している規則等を元にして各品目に求められている検疫条件を掲載しています。
- ・ 本表に掲載されていない国、品目については、植物防疫所へお問い合わせください。
- ・ ファイル上で国名をクリックすると、その国の品目別検疫条件一覧表をWEB上で参照できます。

【表中の記号について】 ※注意事項1を参照

◎: 植物検疫証明書(注1)無しで輸出できます。

Q: 植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。

P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。

☆: 二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出できます。
詳細についてはこちら

×: 輸出できません。

(注1: 植物検疫証明書は植物防疫所が行う輸出検査に合格すると発給されます。)
(注2: 輸入許可証は輸出相手国の植物検疫当局で申請・取得します。)

【表中の注釈(*)について】

- *1 輸出相手国が輸入を原則禁止。
- *2 輸出相手国の検疫条件が未設定又は不明。
- *3 北緯30度以南の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものの輸出は不可。
- *4 キプロス向けは果実に葉が付いていないこと。
- *5 4月16日～9月30日の期間に輸入される場合は、植物検疫証明書が必要。
- *6 奄美諸島、小笠原諸島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものの輸出は不可。
- *7-1 栽培地検査及び消毒が必要。
- *7-2 栽培地検査又は消毒が必要。
- *7-3 栽培地検査及び栽培環境によっては消毒が必要。
- *8 栽培地検査が必要。
- *9 消毒が必要。
- *10-1 四国、九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。
- *10-2 九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。
- *11 植物検疫の対象とならない場合あり(輸入許可証及び植物検疫証明書が不要)。
- *12 個人消費用は禁止。
- *13 個人消費用は、栽培地検査及び植物検疫証明書が必要。
- *14 南西諸島及び小笠原諸島で生産されたものの輸出は不可。
- *15 輸出相手国に確認中。
- *16 生産された地区によって、輸出相手国が輸入を禁止している場合があります。詳しくは、植物防疫所にお問い合わせください。
- *17 産地の要望に基づく輸出先国の現地検査が終了後、輸出可能。
- *18 オーストラリアにおける国内手続きが終了後、輸出可能。
- *19 引越貨物別送品(UPEs)及び自己査定通関(SAC)貨物(商用サンプル・研究用途を除く)は禁止。
- *20 園地の承認又は消毒が必要。

※注意事項・ご利用方法

1. 利用上の注意

当早見表に掲載されている検疫条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外国の検疫規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。このため、実際の輸出に際しては、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検疫当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせいただくことをお勧めします。ご不明点等ありましたら、植物防疫所にお問い合わせください。

また、検疫条件は、各国の植物検疫上での要求であり、当早見表で植物検疫上は輸入が可能となっている場合であっても、各国の他の法令やワシントン条約等により輸入が制限される場合があります。

2. 諸外国の輸入許可制度について

輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検疫当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせください。

【植物の輸出相談窓口】

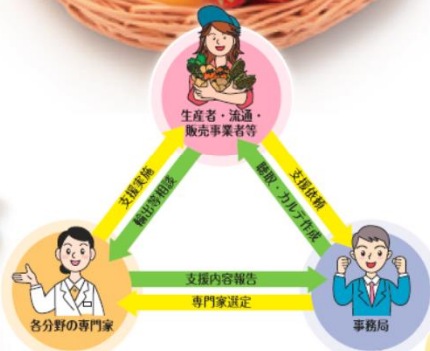
横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当	TEL 045-211-7155	／ FAX 045-211-2171
名古屋植物防疫所輸出検疫担当	TEL 052-651-0114	／ FAX 052-651-0115
神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当	TEL 078-331-2384	／ FAX 078-391-1757
門司植物防疫所輸出検疫担当	TEL 093-280-4319	／ FAX 093-321-0481
那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当	TEL 098-868-1679	／ FAX 098-861-5500

農産物の輸出に係る課題解決支援のご案内!!

生果実、野菜などの 農産物の輸出 お手伝いします!

相談料
無料

生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準などについて、専門家を派遣し課題解決の支援をします。手土産で海外に持ち出す場合もご相談ください。ご相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。



下記へお気軽にご相談ください。

一般社団法人 全国植物検疫協会
輸出先国の規制に係る課題解決支援事務局

TEL 070-1187-1520

FAX: 03 (5294) 1525

※対応時間: 月曜～金曜 (行政機関の休日を除く) 10:00～17:00

Email: support@zenshoku-kyo.or.jp

URL: <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

住所: 〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3 伊田ビル



農産物の輸出に係る 課題等の解決を 支援します!

各地域にも相談窓口を
設置しています



Step1

ご相談

まずはお電話・FAX、ホームページよりお問い合わせください。輸出に関する意向や現状などに加え、直面している課題等についても「カルテ」として整理します。

Step2

現地体制の構築

事務局がご相談者と共に、具体的な課題と対策を支援方針として明確にした上で、現地の関係者を中心とした現地体制を構築します。

Step3

技術的支援の実施

専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的支援を実施します。

■北海道地区

(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市) 070 (1495) 7273
小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市) 070 (1548) 6147
(一社) 室蘭植物検疫協会内 (苫小牧市) 070 (1359) 2925

■東北地区

酒田植物検疫協会内 (酒田市) 070 (3176) 8427

■関東地区

(一社) 日本くん蒸技術協会内 (台東区) 070 (1569) 3466
横浜植物防疫協会内 (横浜市) 070 (1188) 4961

■北陸地区

伏木富山新港植物検疫協会内 (射水市) 070 (1461) 5978

■東海地区

東海地区植物検疫協会内 (名古屋市) 070 (1502) 9038

■近畿地区

(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市) 070 (1186) 2975
(一社) 大阪植物検疫協会内 (大阪市) 070 (3236) 8765
和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市) 070 (1403) 9276

■中国地区

(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市) 070 (1398) 2752
(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市) 070 (1499) 7759

■四国地区

(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市) 070 (1461) 6169

■九州地区

九州植物検疫協会内 (北九州市) 070 (1452) 6380

■沖縄地区

沖縄植物検疫協会内 (浦添市) 070 (1556) 4312



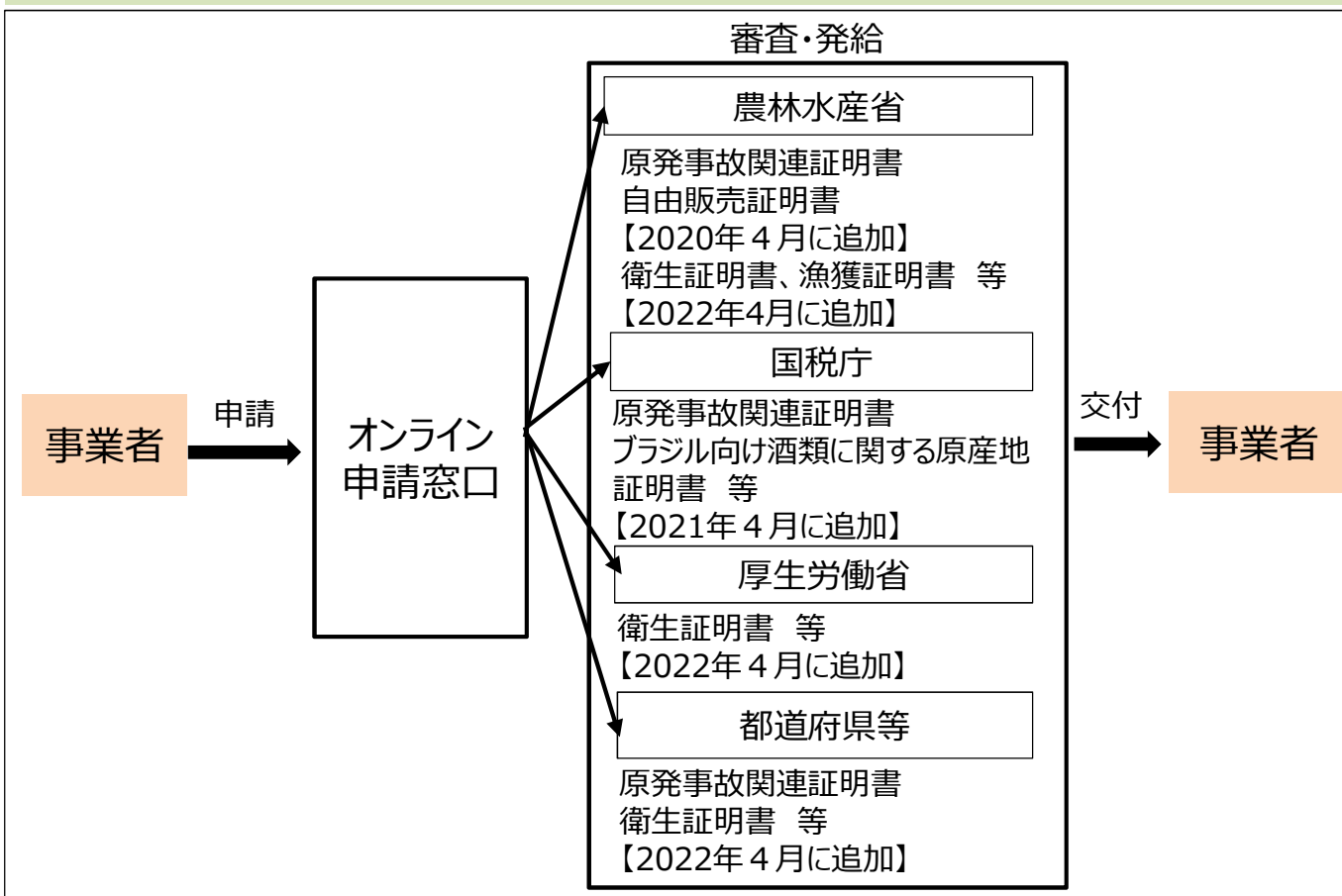
※対応時間: 月曜から金曜 (行政機関の休日を除く) 10:00～17:00
※対応時間内に電話が繋がらない場合は、事務局 (全補給位内) に直接お問い合わせください。

2022年4月 68

一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大

- ・ 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを以下のスケジュールで整備。
 - 2020年4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書を追加
 - 2021年4月 国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、ブラジル向け酒類に関する原産地証明書等を追加
 - 2022年4月 農林水産省及び厚生労働省所管の衛生証明書、漁獲証明書等を追加し、原則全ての種類の輸出証明書のシステム運用を整備
- ・ 2021年4月から空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大。

輸出証明書発給システムの整備



輸出証明書受取場所の拡大

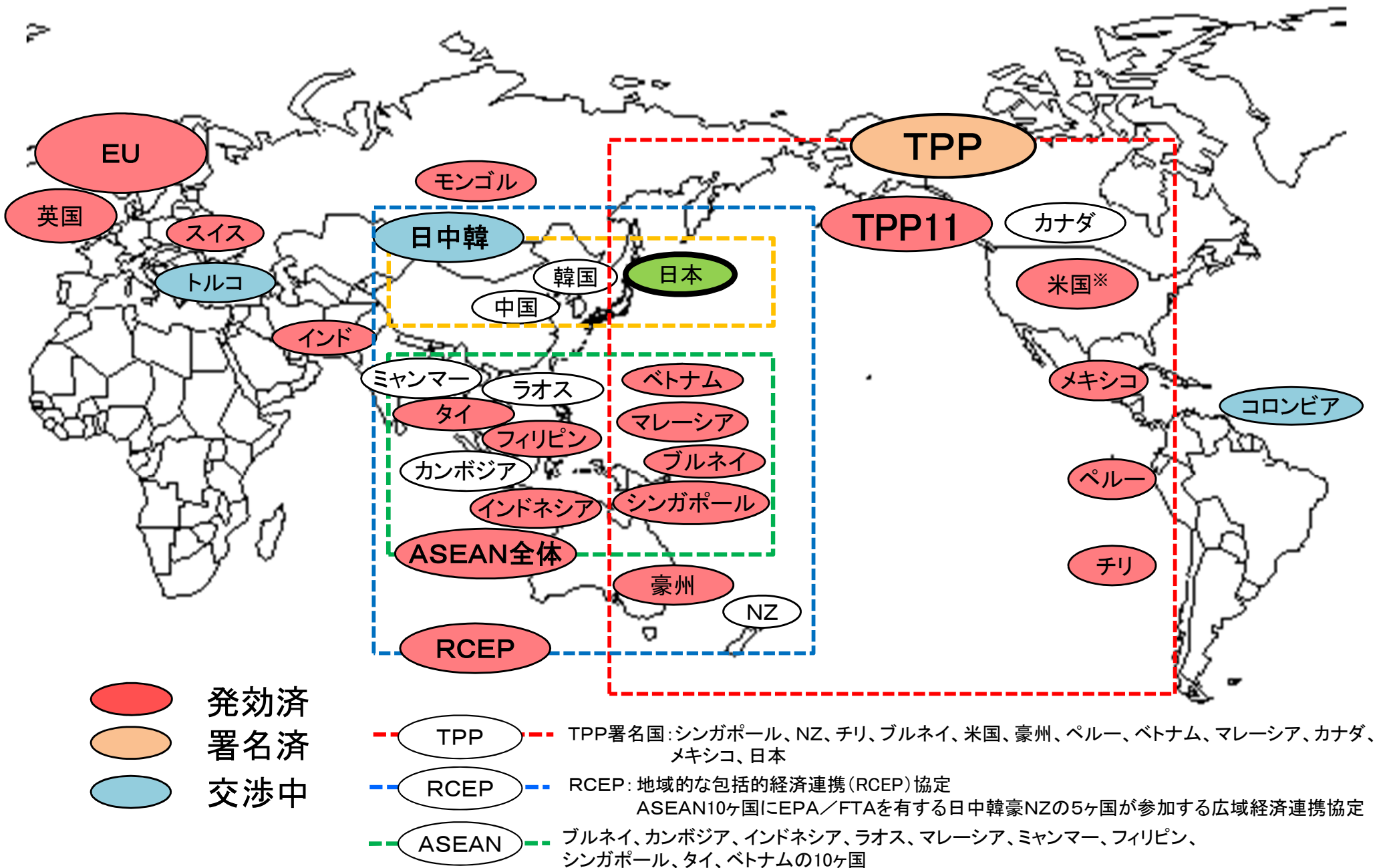
事業者が輸出する際、輸出証明書をスムーズに受け取ることができるよう交付場所を拡大する必要。



- ・羽田空港での受取
「羽田空港貨物合同庁舎」に証明書受取窓口を設置し、一部の証明書を受け取ることが可能【2021年4月～】
- ・成田空港での受取
成田空港内で一部の証明書を受け取ることができる体制を整備【2022年7月～】

引き続き、地方自治体などにも証明書受取場所を拡大できるように推進。

EPA(経済連携協定)等の現状(全体像)



(2022年4月現在)

※米国とは、2020年1月1日に日米貿易協定が発効

EPA（経済連携協定）利用のメリットと留意点



☞ 通常、物品を輸出する際には品目によって輸入国が定めた**関税を支払うことが必要**。しかし、EPAで関税を引き下げることが約束されている品目については、EPAを利用することで**通常の間税率よりも低い税率（通称：EPA税率）で輸出することが可能**。

輸出産品	輸出先国	通常の間税率		EPA	EPA税率
牛肉	タイ	50.0%	EPAを利用すると	日タイEPA	0%
ぶり	フィリピン	10.0%		日フィリピンEPA	0%
りんご	ベトナム	8.0%		日ベトナムEPA	0%
いちご	タイ	40.0%		日タイEPA	0%
米菓（せんべい）	E U	9.0%		日EU・EPA	0%
醤油	英国	6.0%		日英EPA	0%

☞ 複数のEPAを利用できる場合、**それぞれのEPA税率が異なる場合がある**ため、EPAを理解して、上手に活用することが大事

輸出産品	輸出先国	通常の間税率		EPA	EPA税率
緑茶	ベトナム	40.0%	EPAを利用すると	日ベトナムEPA	7.5%
				日アセアンEPA	5.0%
				TPP11	0%

注意点

EPAを利用するためには、利用するEPAに定められている要件を満たすことが必要

EPA（経済連携協定）の利用促進

- ☞ 東南アジア諸国との二国間EPA、日米貿易協定、TPP11、日EU・EPAに加え、中国・韓国を含むRCEPが発効し、**日本産農林水産物・食品の主要輸出先の多くにEPAを利用して無税・低税率で輸出できる機会が拡大**
- ☞ しかしながら、EPAは内容が複雑、かつそれぞれのEPAの内容が異なるため、**事業者がEPAを十分使えていない実態**

2021年1月 情報提供と相談受付を開始

- （１）EPA早わかりサイト開設** 日本からの輸出でEPAを使用できる輸出先や相手国のEPA税率などEPAの基本的な情報、EPAの利用手続きなど、EPAを利用する際に必要な情報をわかりやすく簡単に入手できる**専用サイトを開設**
URL : https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html
- （２）EPA利用相談窓口設置** EPAの利用方法に関する問い合わせから輸出先国政府とのトラブルに関する相談まで、EPAを利用した輸出に関するあらゆる問い合わせ・相談を受け付ける**専用相談窓口を設置**。

EPA利用相談窓口 : epariyousoudan@maff.go.jp

事業者の声に対する具体的な取り組み

事例１：EPA利用促進セミナーの開催

事業者の声） RCEPが発効した国や、活用の仕方が分からない
具体的対応） 2022年2月、RCEPの概要や特徴、利用方法などを解説するウェビナーを開催

事例２：相手国政府への申し入れ

事業者の声） 某国に適切な手続でTPPの利用を申請したが認めらず、高い関税を払わされた
具体的対応） 外務省と協力して某国税関当局に申し入れ、不当に徴収された関税を事業者に戻付

事例３：EPA利用手続の簡素化

事業者の声） EPA利用に必要な原産地証明書の日商への申請手続が複雑
具体的対応） 経産省・日商と協力してGI登録要件から日本産であることが明らかなGI製品については、日商への申請手続を簡素化